

議案第26号	三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に係る規定を新設する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>《主な改正内容》</p> <p>①「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備。(付則第3項)</p> <p>②「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備(付則第6項)</p> <p>③「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い規定を新設。(付則第7項を新設)</p> <p>【施行期日】平成29年1月1日</p>	